

2025 年 11 月 7 日

沖縄県がん診療連携協議会

委員各位

幹事長

増田昌人

今年度の連携協議会の審議事項のその後について

<令和 7 年度第 1 回連携協議会（5 月 9 日開催）>

審議事項 1 「第 4 次沖縄県がん対策推進計画（当協議会版）」の進捗状況について
（ベンチマーク部会）

→特になし

審議事項 2 北部・宮古・八重山医療圏におけるがん種ごとの診療目標について（離島・へき地部会）

天野委員より、特に地域で実際に医療を受ける患者さん、ご家族の方の理解を得ていただくことが重要、患者会には個別に説明が必要。

→ 7 月 18 日、19 日にかけて、北部医療圏に対して、①名護市の渡具知市長、健康増進課長ら 4 名に対して、北部医療圏における診療目標を説明し、理解を得た、②患者会（オストミー協会やんばる友の会の会長以下 3 名）に対して、同様に説明を行った、③一般市民向け講演会を行い、北部医療圏における診療目標を説明した。

8 月 22 日、23 日には宮古医療圏において、①宮古島市の砂川副市長、市民生活部長ら 4 名に対して、宮古医療圏における診療目標を説明し、理解を得た、②患者会（まんま宮古、ゆうかぎの会）の 4 名に対して、同様に説明を行った、③一般市民向け講演会（参加者 43 名、新聞社 3 社）を行い、宮古医療圏における診療目標を説明した。

さらに、11月21日(金)・22日(土)には石垣市でも同様の説明会を予定している。

審議事項3 「がん診療を行う医療施設一覧」掲載要件見直しについて（医療部会、ベンチマーク部会）

(1) 資料11-3について、天野委員より、厚労省の文言にならい、6(1)に「心理的な障壁を取り除くことができるよう留意すること」を追記していただきたい、また、5に「遺伝カウンセリングを行う体制を有すること。それが難しい場合は、他の遺伝カウンセリングを有する医療機関と連携する体制を整えること。」の文言を追記していただきたいとの意見があった。

→『「がん診療を行う医療施設」の体制整備の要件』において、上記委員の意見の通りに修正を行った。

(2) 資料11-5について、松永委員より、胃がんの外科的治療は12例以上ということだが、ハイボリュームセンターの件数は、30例以上(※P568 参照)となっていることについて指摘があったため、件数について、ワーキングの方で再検討することとなった。

→胃がんWGで、検討中である。

(3) 資料11-8について、戸板委員より日本放射線腫瘍学会認定施設Cとあるが、A

とBも条件を満たしているので、Cの文言は記載なしで良いのではとの意見があり、その

ように修正することとなった。

→上記委員の意見の通りに修正を行った。

審議事項4 各市町村に対する「若年がん患者等支援事業」への参加の働きかけについて（小児・AYA部会、離島・へき地部会）

(1) 原案通り、承認された

→現在、この制度を導入していない34市町村に対して、依頼文書を送付した。

(2) 玉城先生よりメディアをいれて発信した方が良いのではとの意見があり、発信方法

について検討することとした。

→小児・AYA 部会において検討予定である。

<令和7年度第2回連携協議会（8月1日開催）>

審議事項1 沖縄県における医療機関の集約化と分散化について

(1) 報告：「がん診療提供体制のあり方に関する検討会」の概要（ベンチマーク部会）

→報告事項なので、特になし

(2) 審議：医療機関の集約化と分散化に関する協議会の今後の方針（医療部会）

→修正意見はなかったので、特になし

(3) 審議：選定条件の見直し期間の短縮について（提案）（医療部会）

→修正意見はなかったので、特になし

(4) 審議：選定された医療機関に患者を集約するために行うこと（提案）（医療部会）

→修正意見はなかったが、いくつかの関連分野も含めてのご意見や情報提供があった

◎天野委員から、①医療機関名の公開だけでは患者はイメージがわからないので、「広島県がん医療ネットワーク」の模式図等を参考に分かりやすく周知をした方がよいとのご意見、②東北大学病院のMRリニアックの導入によりへき地の患者の負担が軽減できた事例の紹介

→①については、連携協議会事務局で検討し、広報の際の参考にいたします。②については、医療部会と離島・へき地部会へ紹介します。

◎西原委員から、離島の外科医療を、がんだけではなく救急医療や非がん患者に対する外科医療も含めて、今後も広く議論をしていってほしい

→この点については、今後も医療部会と離島・へき地部会で議論を継続していきます

す

◎田名委員代理の玉城医師から、離島医療、特に県立宮古病院と八重山病院の医師の充足について、沖縄県医師会の今後の方向性の報告があった

→今後、医療部会と離島・へき地部会で報告します

（５） 審議：「がん診療を行う医療施設」の体制整備の要件について（修正案）（医療部会）

◎埴岡委員から、臨床試験等に対する積極的な情報提供をしていることを要件に入れたほうがよいとのご意見

→体制整備の要件の７「がん遺伝子パネル検査（がんゲノムプロファイリング検査）」と８ 臨床試験及び治験の項目に、積極的な情報提供の条件を追加した（本日の審議事項２（２）で報告済）

（６） 審議：がん種ごとの選定条件（①脳腫瘍（脳・中枢神経系）、②頭頸部（口腔/咽頭/喉頭/鼻腔・副鼻腔/唾液腺）、③甲状腺、④食道、⑤胃、⑥大腸、⑦肝臓、⑧胆道（胆のう・胆管）、⑨膵臓、⑩肺、⑪骨・軟部腫瘍、⑫難治性皮膚がん、⑬乳房、⑭婦人科がん（子宮頸部、子宮体部、卵巣）、⑮泌尿器がん（前立腺、腎、膀胱）、⑯血液腫瘍、⑰小児がん、⑱AYA世代のがん、⑲希少がん、⑳遺伝性腫瘍）（ベンチマーク部会）

◎平良孝美委員より、認定看護師の名称の間違いの指摘があった。

→がん薬物療法認定看護師を、がん化学療法看護認定看護師またはがん薬物療法看護認定看護師に変更しました。

◎銘苅桂子 小児・AYA部会副部会長（陪席）からは、小児がんの要件に、妊孕性温存の項目を入れたほうがよいとのご意見

→小児がんWGで検討をする予定です。

審議事項２ 「第４次沖縄県がん対策推進計画(当協議会版)」の進捗状況について
[ベンチマーク部会長]

→特に協議はなかったので、対応は特になし

広島県がん医療ネットワーク

[通常ページへ戻る](#) 掲載日：2023年3月3日

【目次】

[広島県がん医療ネットワークとは？](#)

[5大がんの広島県がん医療ネットワーク](#)

乳がん医療ネットワーク

肺がん医療ネットワーク

肝がん医療ネットワーク

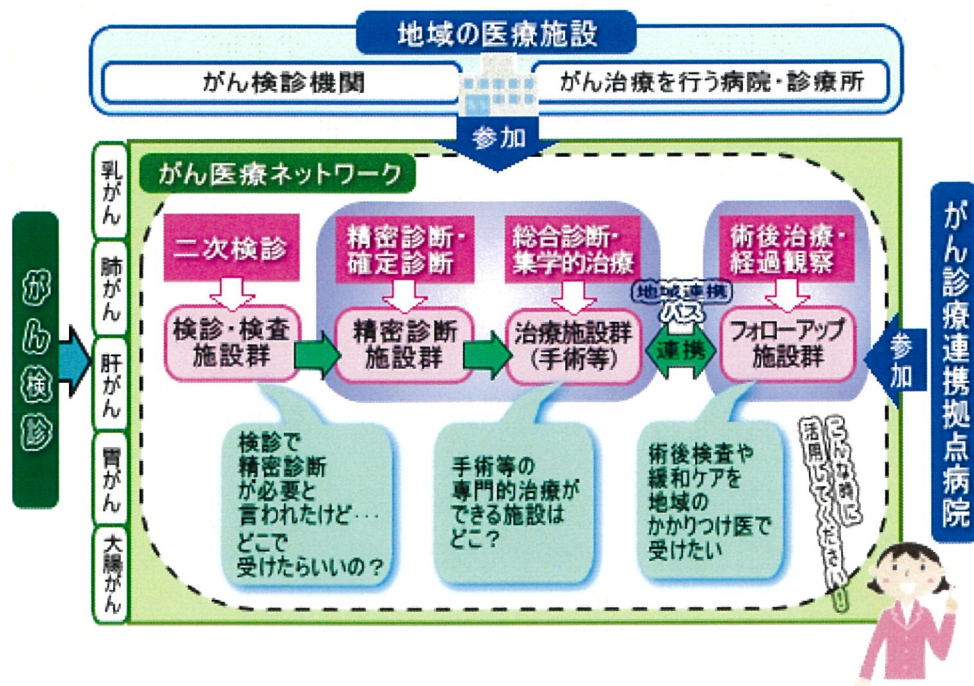
大腸がん医療ネットワーク

胃がん医療ネットワーク

[新規申請・更新の手続きについて](#)

広島県がん医療ネットワークとは？

広島県がん医療ネットワークは、乳がん、肺がん、肝がん、大腸がん及び胃がんの、いわゆる「5大がん」について、検診から治療後の経過観察まで、切れ目のない適切ながん医療を提供することを目的として、一定の基準を満たす医療施設が参加し、連携しているネットワークです。



5つの医療ネットワーク

広島県では、5大がんそれぞれについて、医療ネットワークが構築されています。

下記の広島がんネットのページでは、がん種ごとに医療ネットワークを紹介し、地域（二次保健医療圏）や機能ごとに参加医療機関を検索することが可能です。

[乳がん医療ネットワーク](#)

[肺がん医療ネットワーク](#)

[肝がん医療ネットワーク](#)

[大腸がん医療ネットワーク](#)

[胃がん医療ネットワーク](#)

新規申請・更新の手続きについて

広島県がん医療ネットワークへの新規参加を希望する医療機関については、「医療機能調査票」による申請を随時受け付けています。

また、既参加施設において、必要な医療機能の変更等がありましたら、情報の更新を行いますので、以下の「医療機能調査票」をダウンロードして、必要事項を記載の上、ご提出ください。

医療機能調査票ダウンロード

[広島県がん医療ネットワーク機能調査票 \(Excelファイル\)\(65KB\)](#)

提出先

fukensui@pref.hiroshima.lg.jp（広島県健康福祉局健康づくり推進課）

※必ずメールでご提出ください。

【参考になるページ等】

[わたしの手帳・地域連携パス（広島がんネット）](#)

広島県がん医療ネットワーク参加施設では、患者さんと医療者が診断から術後にいたるまでの経過等を記録し、情報を共有する「わたしの手帳」と、がん治療を行った病院と地域のかかりつけ医が協力して、専門的な治療と日常の診療・投薬などを役割分担しながら、治療経過を共有する「地域連携パス」の活用を推進しています。

[救急医療NET HIROSHIMA（外部サイト）](#)

広島県のための医療機関・医療情報検索サイトです。お住まいの地域や医療機関の特長など、様々な条件から医療機関等を検索することが可能です。

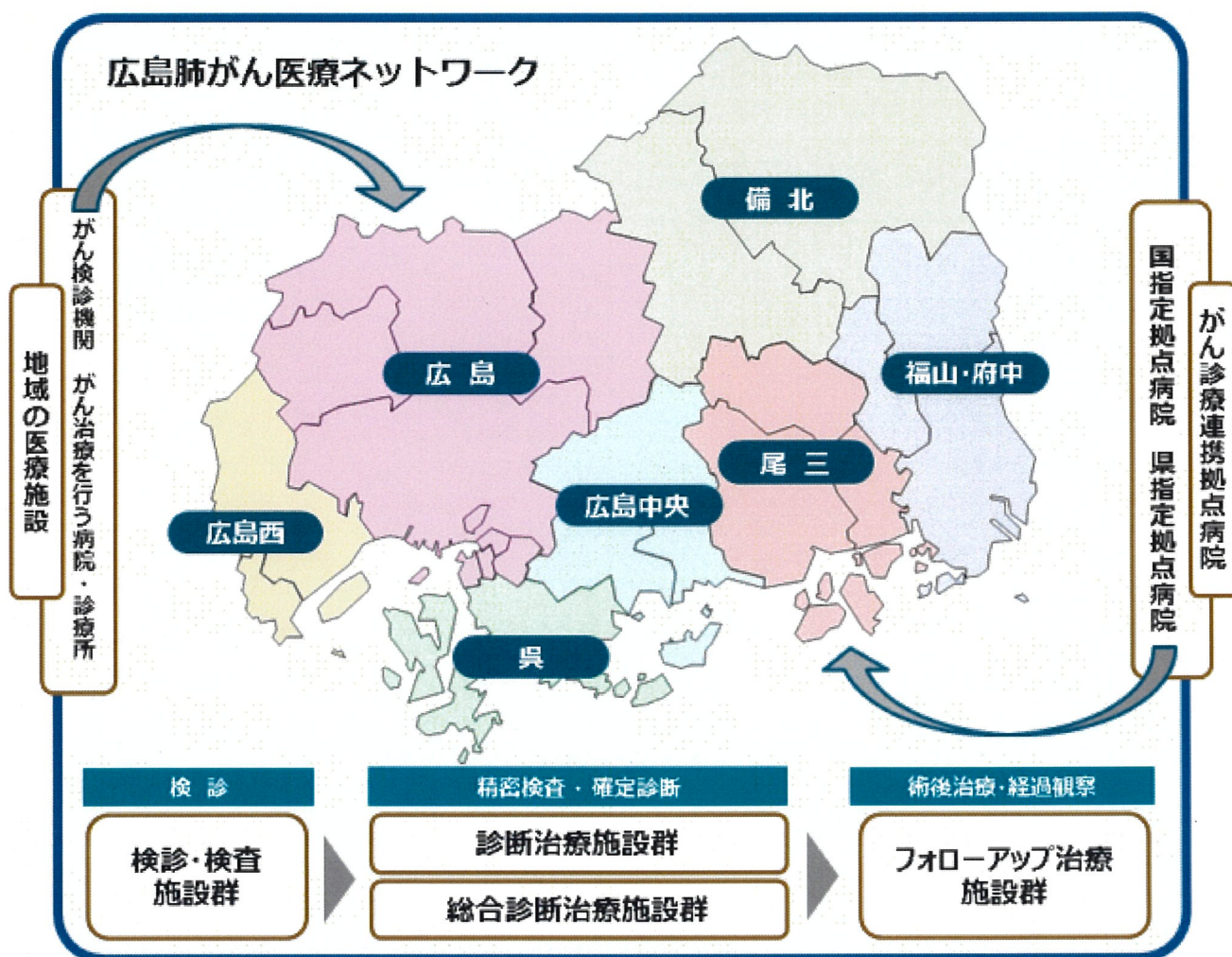
肺がん医療ネットワーク

[通常ページへ戻る](#) 掲載日：2023年12月8日

【目次：検索方法】

[お住まいの市町から検索する](#)

[医療機関の機能から検索する](#)



お住まいの市町から検索する

二次保健医療圏とは、地域における基本的な保健医療体制の整備から、全県的な高度・専門医療の確保まで、それぞれに必要とされる機能の整備と医療資源の有効活用を図るために設定する「圏域」のことです。市町を単位とする「一次保健医療圏」、保健医療の基本的単位として

の「二次保健医療圏」、全県を単位とする「三次保健医療圏」があり、「二次保健医療圏」は県内に7圏域が設定されています。

ここでは、各圏域に属する市町を明示していますので、お住いの地域に応じて医療機関を検索していただくことが可能です。

圏域名	圏域内市町
広島(8市町)	広島市、安芸高田市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町
広島西(2市)	大竹市、廿日市市
呉(2市)	呉市、江田島市
広島中央(3市町)	東広島市、竹原市、大崎上島町
尾三(3市町)	三原市、尾道市、世羅町
福山・府中(3市町)	福山市、府中市、神石高原町
備北(2市)	三次市、庄原市

医療機関の機能から検索する

肺がん医療ネットワークでは、検診・検査、診断治療、総合診断治療、フォローアップ治療という4つの機能について、一定の機能を有する医療機関が参加してネットワークを構成しています。

ここでは、4つの機能ごとに医療機関を検索することが可能です。

- [1 検診・検査施設](#)
- [2 診断治療施設](#)
- [3 総合診断治療施設](#)
- [4 フォローアップ治療施設](#)

1 検診・検査施設

1、2 のいずれかを満たし、かつ、3 ～ 6 を全て満たしていること。

1. ヘリカルCT装置を有し、かつ肺がん診療について一定資格※ を有する読影医が常勤している。

もしくは一定資格を有する読影医に読影を委託している。

※ 日本呼吸器学会専門医、日本医学放射線学会専門医又は日本呼吸器外科専門医合同委員会専門医

2. ヘリカルCT検査を外部委託しているが、肺がん診療について一定資格※ を有する医師が常勤して検査結果を読影している。

※ 日本呼吸器学会専門医、日本医学放射線学会専門医又は日本呼吸器外科専門医合同委員会専門医

3. 可及的低線量(ALARA: As Low As Reasonably Achievable)のCT検診・検査が実践できる(外部委託実施を含む)。

4. 自施設あるいは委託施設のCT検診・検査の被曝線量の把握ができる。

5. CTを受けることのリスク・ベネフィットを説明できる。

6. 検診・検査受診者数と結果について定期的に報告(公開)することができる。

※ 当該ネットワークにおける「1 検診・検査施設」の対象者は、(1)高齢者・喫煙などの肺がん危険因子を有する人、(2)症状がある人、(3)地方自治体による肺がん検診及び職場検診で異常を指摘された人のいずれかである。

2 診断治療施設

7 ～ 20 を全て満たしていること。

7. 検診機関への精密検査結果のフィードバック等を実施し、がん検診の精度管理に協力する。

8. 「3 総合診断治療施設」、「4 フォローアップ治療施設」と診療情報や治療計画を共有するなどの連携が可能である。

9. がん診療に従事する医師が、広島県がん対策推進計画に基づく「緩和ケア研修」を修了している。

10. 年間の原発性肺がん入院患者数が、50人以上である(重複を除く)。

11. 原発性肺がん手術を実施している。

12. 年間の気管支鏡検査実施数が、20例以上である。

13. 日本呼吸器学会専門医が常勤しており、かつ、日本医学放射線学会専門医、日本放射線腫瘍学会認定医又は呼吸器外科専門医合同委員会専門医のいずれかが勤務(常勤又は非常勤)している。
14. セカンドオピニオンやがん患者及び家族等からのがんに関する相談に対応できる。
15. 病期診断の方法として、ヘリカルCT検査、MRI検査、超音波検査が実施できる。(放射線治療については他施設との連携(委託)での対応可)。
16. 組織若しくは細胞診断の方法として、喀痰細胞診、経気管支的採取、経皮的採取、胸腔鏡下生検及び開胸生検が実施できる(胸腔鏡下生検及び開胸生検は外部委託実施を含む)。
17. 病理診断が実施できる(外部委託実施を含む)。
18. 放射線治療及び化学療法による治療が実施できる(放射線治療については他施設との連携(委託)での対応可)。
19. 外来化学療法加算届出受理医療機関である。
20. 緩和ケアチームを配置している。

3 総合診断治療施設

21 ～ 36 を全て満たしていること。

21. セカンドオピニオン外来を設置している。
22. 検診機関への精密検査結果のフィードバック等を実施し、がん検診の精度管理に協力する。
23. 「2 診断治療施設」、「4 フォローアップ治療施設」と診療情報や治療計画を共有するなどの連携が可能である。
24. 相談支援の体制を確保し、情報の収集・発信、患者・家族の交流支援等を実施している。
25. がんと診断したときから緩和ケアが実施できる。
26. がん診療に従事する医師が、広島県がん対策推進計画に基づく「緩和ケア研修」を修了している。
27. 年間の原発性肺がん手術件数が、40例以上である。
28. 年間の気管支鏡検査実施数が、100例以上である。
29. 日本呼吸器学会専門医、日本医学放射線学会専門医、日本放射線腫瘍学会認定医、呼吸器外科専門医合同委員会専門医、日本病理学会専門医及び臨床腫瘍学会会員が全て常勤している。
30. 病期診断の方法として、ヘリカルCT検査、MRI検査、超音波検査が全て実施できる。
31. 組織若しくは細胞診断の方法として、喀痰細胞診、経気管支的採取、経皮的採取、胸腔鏡下生検及び開胸生検が実施でき、かつ、病理医が常勤している。

- 32. 術中迅速病理診断が可能である。
- 33. 放射線治療装置を有する。
- 34. 手術療法、放射線治療及び化学療法による集学的治療が実施できる。
- 35. 外来化学療法加算届出受理医療機関である。
- 36. 緩和ケアチームを配置している。

4 フォローアップ治療施設

37 ～ 38 を全て満たしていること。

- 37. 肺がん治療について、「2 診断治療施設」及び「3 総合診断治療施設」と診療情報や治療計画を共有するなど連携※ している。

※ 「2 診断治療施設」及び「3 総合診断治療施設」が、肺がんに関する地域連携パスを整備している場合は、それを用いてフォローアップ治療を実施する。

- 38. がん診療に従事する医師が、広島県がん対策推進計画に基づく「緩和ケア研修」を修了している。

